

平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件

○国税庁告示第十九号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百十一号)第一条(特定非常災害の指定)の規定により特定非常災害として指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の五第一項(納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)の規定に基づき国税庁長官が平成三十年七月豪雨による災害の状況及び平成三十年七月豪雨による災害に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条(災害等による期限の延長)の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一項(災害等による期限の延長)の規定の適用を受けた事業者(同条第三項の規定の適用を受けたものを除く。)については岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件(平成三十年国税庁告示第十八号)に規定する別途国税庁告示で定める期日(以下「指定期日」という。)とし、同条第三項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては指定期日を勘案して別途国税庁告示で定める日とする。

平成三十年七月二十五日

国税庁長官心得 藤井 健志